

1 者応札、1 者応募にかかる改善方策

平成 21 年 7 月
独立行政法人国立公文書館

独立行政法人国立公文書館においては、随意契約の見直し計画に従い、競争性のある契約方式へと移行を推進しているところである。

また、独立行政法人の契約においては、独立行政法人整理合理化計画において、原則的に一般競争入札等（企画競争・公募）によることとされている。

当館においても、一般競争入札の推進を図っているところであるが、結果として1者応札、1者応募となる場合があり、実質的な競争性が確保されていない恐れがあるため、以下の改善方策を実施することとする。

（1）公告期間、契約履行期間の確保について

公告期間については、調達内容等を勘案した上で、入札参加希望者が十分な準備ができるよう、また契約履行期間についても入札参加希望者が限定されないよう、可能な限り確保するよう努める。

（2）契約方式の検討

業務の範囲が限定されている入札参加希望者が参加しやすくなるよう、共同して受注することを可能とする契約方式の導入を検討する。

（3）公告の方法等について

公告の方法については、関心の高い情報の入手を容易にするため、ホームページ上の公告において新規・更新掲載の手法を工夫する。また、契約件名については、件名から業務の概要が正確に理解できるよう、入札公告の際、適正な契約件名となるよう努める。

（4）過去実績要件について

業務実績の要件設定に際し、発注者側の意図、履行内容等をより正確に把握できるよう業務内容等を精査し、真に必要な要件のみを設定する

など、過度な制約とならないよう最低限なもののみとすることに努める。

(5) 発注者の意図、発注者との意思疎通について

入札参加希望者が、発注者の意図、履行内容をより正確に把握できるよう、特に、当館独自の特殊な事業等については、積極的に説明会を実施する。

(6) 支払い方法について

入札参加希望者の負担感を軽減するため、契約の既履行分について支払いが可能となる契約条項を付すなど、部分払いの拡大を検討する。

以上のほか、引き続き、実質的な競争性を阻害している要因の把握・分析を行い、改善方策については検討を行うこととする。